

## 音楽サロンを開催します

町では、介護予防事業の一環として音楽サロンを開催します。

音楽療育活動は、歌に合わせて手や指などを動かすことで、

脳の活性化を図り(認知症予防)、音やリズムに合わせて体を動かしたり呼吸を整えたりすることで、心肺機能の向上・腹筋の強化、口腔機能・嚥下機能向上等の介護予防の効果があり、初心者でも楽しめる内容です。

▽日時  
2月2日・9日・16日・23日、3月2日・9日・16日・23日  
午後2時～3時30分(全8回)

▽受講料 無料

▽日時  
2月2日・9日・16日・23日、3月2日・9日・16日・23日  
午後2時～3時30分(全8回)

▽対象者  
町内在住の65歳以上の方

▽募集人数 30名程度  
▽内容  
呼吸法・口腔体操、身体活動、歌唱指導、器楽を使った活動、生演奏の鑑賞等

## 4区通いの場がスタートしました

12月1日(金)、4区公民館において「4区通いの場」がスタートし、地域の高齢者が多数参加されました。

通いの場とは、地域の高齢者が介護予防や健康づくり、閉じこもり防止のために歩いて通える場所で開催する交流の場で、平成29年4月に10区、10月に7区がスタートし、4区は3か所目となります。

通いの場では、介護予防サポート(町の養成講座を修了したボランティアスタッフ)が中心となり、介護を必要としない体づくりを目指して100歳体操など楽しく一緒に行っています。今後もこのような交流の場を増やし、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持つて生活ができる社会をつくるための事業を進めていきたいと考えています。



※問合せ先  
健康福祉課 高齢福祉係  
☎92-79964

## クリーンアップ

KIYAMAで町がきれいになりました

11月26日(日)、クリーンアップ

プKIYAMAが実施されました。道路や公園に散乱していたごみの収集、植栽内の草取り等が行われ、町がきれいになりました。

これからも、きれいな町並みと自然環境の保全にご協力をお願いします。

▽回収されたごみの量

- ・燃えるごみ 約470kg(94袋)
- ・缶類 約160kg(32袋)
- ・ビン類 約55kg(11袋)
- ・不燃物類 約80kg(16袋)
- ・草木類 約6,384kg(798袋)

※問合せ先

まちづくり課 生活環境係  
☎92-79941



**わずか10分で驚きの変化!** 通常のコラーゲンに比べ

**生コラーゲン** は6倍の保水力!

気になる **シミ しわ**

**たるみ 赤み ニキビ** に効果あり!!

世界初の浸透力をもつ  
世界でダブル特許を取った  
**生コラーゲン入化粧品で施術!**

今なら

ベーシックコース2,600円か  
セルサーコース4,300円の  
**半額券プレゼント!**

有効期限H30.3.30まで

**Salon Rebecca**

〒838-0141 小郡市小郡732-9  
**TEL 090-3884-8225 (立石)**

●平日...10:00～16:00  
●土日祝...店休日(要相談)  
●駐車場有り

**完全予約制**

小郡駐毛庵  
ダイレックス  
モスバーガー  
東京靴の流通センター

目元スッキリ! 目尻UP!

ほうれい線が薄くなり 口角UP!

たるみ解消! フェイスラインスッキリ!

有料広告

## 新成人の皆さんへ 20歳になったら国民年金

▽国民年金ってなに？

国民年金は、年齢を重ねたときや、いざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。20歳から60歳までの方が加入し、保険料を納めます。国が運営するため、安定して、年金の給付は生涯にわたって保証されます。

▽どんなときに年金を受け取れるの？

国民年金は、老後のためだけのものではありません。年齢を重ねたときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金があります。障害年金は、病気や事故で障がいが残ったときに受け取ることができます。遺族年金は、加入者が死亡した場合に、その加入者によって生計を維持されていた遺族(子のある配偶者や子)が受け取ることができます。

▽保険料を払えないときは？

・学生納付特例制度  
学生の方で、本人の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。対象は、大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上の課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

・保険料納付猶予制度  
学生でない20歳から50歳未満の方で、本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

※問合せ先  
・住民課 保険年金係  
☎92-7934  
・佐賀年金事務所  
☎0952-31-4191

## 平成30年度基山町臨時的任用職員(一般事務)を募集します

町では、正規職員の育児休業等により欠員が生じ、代替職員が必要な場合に、期限付きで任用し、正規職員と同様の業務に従事する臨時的任用職員を募集します。

▽申込受付期間

1月4日(木)～26日(金)  
(土・日曜日、祝日を除く)

※郵送の場合、1月26日(金)必着

▽試験について

・日時 2月15日(木)  
午前8時30分開始

・場所 役場3階 会議室

・内容 面接試験、作文試験、パソコン操作試験、適性検査

※日時・場所等については変更になる場合があります。

▽登録予定人員 一般事務：若干名

▽採用について

一定の基準を満たした受験者を合格とし、採用候補者名簿に登録します。臨時的任用の必要が生じた際に、登録者の中から採用します。採用候補者名簿登録の有効期間は、平成30年4月1日から1年です。

現在採用を予定している臨時的任用職員は次のとおりです。

▽採用予定職種 一般事務

▽任用期間・採用予定人員

①4月1日から6か月・2名  
②4月18日から6か月・1名

※①・②ともに任用期間は更新する場合があります。

▽受験資格

パソコン(ワープロ及び表計算ソフト)の操作ができる方(学歴不問)

▽勤務条件等

・勤務時間・休暇等  
午前8時30分～午後5時15分  
(休憩時間は正午～午後1時)

※年次有給休暇等の諸休暇あり  
・勤務地 基山町役場  
・給料  
月額14万2,600円を基準に、経歴により、この額以上になることがあります。(上限は、月額16万8,600円)

・社会保険等  
健康保険法、厚生年金保険法の被保険者になります。

▽申込書の請求方法

申込書・採用試験実施要綱は、総務企画課行政係で配布ほか基山町ホームページからもダウンロードできます。郵便請求の場合は、封筒の表に「臨時的任用職員採用試験申込書請求」と朱書きし、宛名を明記した定型の返信用封筒(A4サイズの入る大きさ)に、120円切手を必ず貼って同封してください。

▽申込書の提出方法

申込書に必要事項を記入し、写真欄に申込み6か月以内に撮影した本人の写真を貼って、総務企画課行政係までご提出ください。郵送で申込みの場合は、封筒の表に「臨時的任用職員採用申込み」と朱書きし、必ず書留郵便でお送りください。

※問合せ先

総務企画課行政係(役場3階)  
☎92-7915